

**全国老人医療・国民健康保険主管課（部）長及び
後期高齢者医療広域連合事務局長会議**

《保険局総務課医療費適正化対策推進室説明資料》

平成20年 2月 6日

特定健診・保健指導の準備状況

①準備に係る進捗状況管理調査

- － 市町村における実施体制調査結果
- － 集合契約の成立に向けた進捗状況管理調査
- － 市町村国保の実施予定機関リストの提供状況
- － 特定健康診査等実施計画の作成状況
- － 特定健康診査及び特定保健指導のアウトソーシング先実態調査結果

②関連省令・告示等

12月28日	省令(特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準)
1月17日	省令に関する告示 事業者との連携に関する労働基準局長・保険局長通知
今後	告示に関する通知(順次発出予定)

③平成20年度予算

④地方財政措置

⑤税制改正(積極的支援対象者への自己負担分の医療費控除)

実施機関の状況

①特定健診等機関基本情報リスト

(社会保険診療報酬支払基金から機関番号を取得済の事業者)

	病院	診療所	その他	総計
特定健診	289	3,380	36	3,705
特定健診・保健指導	1,224	4,789	194	6,207
特定保健指導	5	21	113	139
総計	1,518	8,190	343	10,051

②アウトソーシング先実態調査

(平成19年12月までに国立保健医療科学院の健診・保健指導機関データベースに登録した事業者)

	平成19年12月	平成19年9月
特定健康診査機関	4,196	1,597
特定保健指導機関	1,851	993

⇒3ヶ月で約2倍に増加

特定健診・特定保健指導の平成 20 年度予算について

I. 特定健診・特定保健指導の実施に必要な経費（国庫補助）

(概算要求額) 571 億円 ⇒ (予算(案)) 527 億円
 特定健康診査 316 億円 特定健康診査 301 億円
 特定保健指導 255 億円 特定保健指導 226 億円

(単位:億円)	特定健康診査	特定保健指導	合計
市町村国保	220	110	330
国保組合	17	8	25
政管健保	21	36	57
船員保険	0.2	0.1	0.3
健保組合	42	72	114

II. 保険者協議会の運営等に関する経費【国民健康保険団体連合会分】（1/2 補助）

1. 保険者協議会の運営に関する経費（一部新規）

保険者協議会の効率的な運営、保険者間の連絡調整を適切に行うために必要な経費等について補助を行うものである。

- ア. 保険者協議会の運営に必要な経費
- イ. 医療費の分析に必要な経費
- ウ. 保険者協議会ホームページの作成に必要な経費
- エ. 特定健診・特定保健指導普及啓発パンフレットの作成に必要な経費

(概算要求額) 1.8 億円 ⇒ (予算(案)) 1.8 億円

2. 保健師及び管理栄養士に対する特定保健指導のプログラム研修に必要な経費（新規）

特定健診・特定保健指導の実施率の向上とともに、特定保健指導の実施者の質的及び量的な確保が必要になることから、保険者協議会において、特定保健指導の実施に携わる医師、保健師及び管理栄養士等に対して行われる特定保健指導プログラム習得のための研修を支援するものである。

(概算要求額) 0.8 億円 ⇒ (予算(案)) 0.8 億円

3. 医療保険者に対する事業の企画立案、実施及び事後評価を支援するために必要な経費（新規）

保険者協議会において、保健師等を雇用し、医療保険者が特定健康診査等実施計画に基づく着実な保健事業を展開できるよう、保健事業の企画立案、実施及び実施後評価等を支援するほか、地域内における複数の医療保険者と複数の健診・保健指導機関間での集合的な契約が円滑に行われるよう、枠組み作りの支援を行うことに対し補助を行うものである。

(概算要求額) 0.7 億円 ⇒ (予算(案)) 0.7 億円

4. 特定健診・特定保健指導等評価検討会の設置に必要な経費（新規）

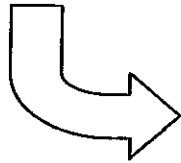
平成 20 年度以降の特定健康診査及び特定保健指導に関するデータの蓄積を踏まえ、医療保険者がより効果的かつ効率的な保健事業を実施するために、保険者協議会において、特定健診・特定保健指導の実施率を高めるための取組例、改善率の高い特定保健指導の提供例等の好事例を収集し分析・評価する検討会等を設置し開催することを支援するものである。

(概算要求額) 0.4 億円 ⇒ (予算(案)) 0.4 億円

地方財政措置

①特定健診・特定保健指導に係る保健師等

約4,300人



これにより、特にへき地・離島等実施機関や体制等が
手薄な地域における市町村衛生部門を主体とした実
施体制の確立が急務

②市町村国保への特定健診・保健指導の実施費用の助成

(都道府県負担分)

特定健康診査	220億円
特定保健指導	110億円
計	330億円

特定健診・保健指導の実施費用の助成

＜現時点での方向性＞

●申請・交付のスケジュール等

- － 概算(年度内1回)・精算(年度終了後)
- － 年度をまたぐ特定保健指導については完了年度での一括申請

●助成の要件

- － 省令・告示に示す特定健診・保健指導の要件を満たすことが前提
- － 特に、詳細な健診の実施要件や、上乘せ健診の完全分離等に注意
- － 厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/info03e.html>

●助成単価

- － 実施形態別での整理(個別・集団)
- － 契約単価の考え方との整合性

●交付要綱等

- － 本年度末前後を予定

円滑な施行に向け、必要な取り組み

以下の各項(特に保険者の取組み)について、都道府県による主体的な支援・指導によるスピードアップが不可欠

保険者	①早急な実施体制の確立(「未定」の解消) ■ 集合契約への参加準備、契約事務への協力 ■ 実施機関との調整(単価・内容等) ■ 実施機関の基準遵守状況の確認 ■ 契約書のセット(単価・内容・甲乙のリストの確定) ■ 受診券等の発券・配布体制、等 ②事業者等との連携体制づくり(健診結果の迅速な提供、保健指導での協力等) ③特定健康診査等実施計画の完成 ④周知・広報活動の展開
実施機関	＜契約できる機関となるための準備＞ ①委託基準が遵守できる体制等の整備 ②ホームページ等への情報公開や機関番号の取得 ③受託体制(人員・設備等)の準備 ④保険者との協議・調整
事業者等	①保険者との連携・協力体制づくり

集合契約
の成立支
援の加速
(主体的な
成立への
関与)

実施機関
確保の調
整・支援

都道府県
での広報
や連携

実施体制(契約)成立に向けて

◎特定保健指導の実施体制の確保(特に集合契約)

- 国保は、市町村衛生部門を中心とした直営・一部委託での実施が多いが、国保被保険者以外への実施(受託)見込みが低い(要対策)
- 委託先あるいは専門職の紹介等の支援
- 委託先の望めない地域における市町村衛生部門での保健指導の準備

◎契約内容の精査

- 保険者による法定外の上乗せ健診の実施の要否(特に集合契約)
- 健康増進法に基づき市町村衛生部門で実施すべき項目の有無
- 選択の余地がないセット販売の排除

◎契約単価の精査

- 内容に照らした単価の妥当性(近隣等との比較、実施形態別の差異)
- 他の健診との同時実施時の差し引き額の決定

◎委託先への確認(実施機関リストの精査・確定)

- 告示に示す委託基準を満たした機関か否か、契約書のセット前に基準遵守状況の確認。必要があれば基準対応を急がせる。
- 機関番号の有無(契約書に記載。申請から1ヶ月要)
- 結果の電子化の可否(既存システムの改修、フリーソフト、代行入力等)

国保の委託先機関の多く(回答機関の6割)

国保の委託先機関の多く(同25%)

集合契約の成立スケジュール

- 第13回保険者協議会中央連絡会(1月24日)にて決定し、関係者に通知済
(詳細は同日付の各都道府県医療構造改革担当部(局)宛て事務連絡「集合契約における委任状の提出や契約事務経費の精算について」を参照)

- この全国共通スケジュールに合わせ、必要な対応・支援・指導等が急務

	作業項目	実施者	期限
1	委任状の作成	各保険者	～2/10(日)頃まで
2	委任状のとりまとめ団体(中央の保険者団体)への一括送付 ※政管は契約代表者へ直送		2/13(水)までに必着
3	受領証(委任状を受領した都道府県のリスト等)の作成、保険者への送付 ※保険者団体によっては省略する場合もあり	とりまとめ団体 (中央の保険者団体)	2/13(水)～2/22(金)
4	内容チェック(不備があれば保険者に再送依頼) 都道府県別への仕分け、リスト(当該都道府県に委任状を出す保険者の一覧)の作成 ※保険者リストは、事務の省力化のため、契約書のひな型ファイルにある「委託元保険者一覧表」ファイルを使用し作成 ※併せて経費精算用に、リスト掲載の各保険者の40～74歳の加入者数もリストに追加		
5	各都道府県の保険者協議会宛に当該都道府県分の委任状の束とリストを一括送付		2/22(金)までに必着
6	契約書への委任状提出保険者名等の転記 (受領したリストファイルから貼り付け)	各都道府県の集合契約参加保険者	2/25(月)～2/29(金)
7	契約書ファイルの内容確認(メール配布)		3/3(月)
8	契約書の内容確認(不備があれば契約代表者に修正依頼) ※各保険者にて実施することは負荷が大きい上、時間もかかることから、保険者からの一任で保険者団体において一括チェックが理想	とりまとめ団体 (中央の保険者団体)	3/3(月)～3/14(金) ⇒修正完了・確定
9	契約書の最終確定	各都道府県の集合契約参加保険者	3/17(月)
10	契約書の印刷・製本		(3月下旬)

